地域安全ニュース

秋のこどもまんなか月間

こども家庭庁では、子どもや子育て世代を社会全体で支える機運をさらに醸成すべく、毎年11月を**「秋のこどもまんなか月間」**と定めています。

子どもへの虐待、性被害は決して見過ごしてはいけません。

■虐待から守る

小さなサインを見逃さない
悩みを抱える家庭を孤立させない
地域で子どもを見守る

■性被害から守る

SNSなどの危険から子どもを守る
被害を許さない社会をつくる
正しい知識と相談先を広げる

※児童虐待の疑いがあるとして、警察から児童相談所に通告される児童数は年々増加しています。児童が「いたずらをした」「成績が悪かった」「親の言うことを聞かなかった」としても、親権者等がしつけと称して体罰をすることは、法律で禁止されています。子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与える児童虐待は、社会全体で取り組まなければならない問題です。「もしかしたら虐待かも？」と思ったら、迷わず下記へご連絡ください。
あなたからの電話で救われる子どもがいます。

●児童相談所虐待対応ダイヤル
☎189【いちはやく】
※24時間対応で、お近くの児童相談所へつながります。

●千葉県子供・家庭110番
☎043-252-1152
※24時間対応で、千葉県中央児童相談所につながります。

●千葉県警察少年センターヤング・テレホン
☎0120-783-497【なやみよくなる】

●山武警察署生活安全課
☎0475-82-0110(代表)



消費生活ナビ

「稼げる副業」のはずが借金に？ ネットの甘い誘いに注意！

【事例】

マッチングアプリで知り合った女性から、副業に興味があるならと、もうかる副業を知っている人を紹介された。

一緒にカフェで副業の話を聞いた後、もっと稼げるという120万円のコンサルティング契約を勧められた。「お金がない」と言ったが、「すぐに元が取れて返せる」と言われ、消費者金融4社からの借入を指南された。指示に従い、年収を多めに記載してネットでの与信審査が通ったので、コンサル料を現金で支払ったが、3か月経ってもコンサルティングからアドバイスもなく、稼げてもいないため、借金を返済できずに困っている。

【アドバイス】

このような副業トラブルで、借金を強要される事例(クレ・サラ強要商法)の約7割が29歳以下の若者からの相談です。

マッチングアプリやSNSのDM等の「ネットがきっかけ」で知り合った人から紹介された契約は慎重に対応しましょう。

詳しくは、消費者センターや無料法律相談をご利用ください。

問消費生活相談室
毎週火曜日　午前10時～午後4時　☎84-1233

商工会伝言板

「第20回小規模事業者持続化補助金」のお知らせ

事業者が販路の拡大などに取り組む際の新しい設備・機械の導入や広告宣伝費などに対して補助を行っています。補助率は3分の2、補助金額は通常枠の上限が50万円、賃上げなどに取り組む事業者に対しては上限200万円となっています。

事業支援計画書発行受付締切　12月4日(金)
※締切日を過ぎると発行できませんので、ご注意ください。
申請受付締切　12月15日(火)　午後5時(予定)

※詳しくは、商工会ホームページをご覧いただくか、電話でお問い合わせください。
問商工会　☎82-0434

詳しくはこちら↑